

総 税 市 第 7 0 号  
令和 3 年 9 月 3 0 日

各 道 府 県 総 務 部 長  
殿  
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長

総 務 省 自 治 税 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

市 ( 町 ・ 村 ) 国 民 健 康 保 険 税 条 例 ( 例 ) の 一 部 改 正 に つ い て

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 6 6 号)」が令和 3 年 6 月 1 1 日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (令和 3 年政令第 2 5 3 号)」が令和 3 年 9 月 1 0 日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これに伴い、別紙のとおり、市 (町・村) 国民健康保険税条例 (例) の一部を改正する条例 (例) を送付しますので、この旨、貴都道府県内市町村に対しても御連絡願います。

※本条例 (例) 中『 』でくくられた部分は、場合分けをしている部分です。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 略

○ 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年総税市第16号）

第一章 一般的事項

一 賦課徴収に関する規定の形式

(2) 条例の制定に当たっては、法律が条例の定めるところによることとしている事項及び法律が地方団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律、政令、規則において明確に規定され、各地方団体ごとの選択判断の余地のないものについても、住民の理解のうえで最小限度必要なものにあつては、重複をいとわず総合的に規定することが適当であること。（法3）